

富田林市教育委員会会議録

(令和 6 年度 6 月定例会)

令和 6 年 6 月 27 日開催

富田林市教育委員会

- | | | | |
|---|--------|--------------------------------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和6年6月27日(木) 午後2時00分～午後3時00分まで | |
| 2 | 場所 | 富田林市役所3階 庁議室 | |
| 3 | 出席委員 | 教 育 長 | 植野 均 |
| | | 教育長職務代理者 | 水本 哲也 |
| | | 委 員 | 山元 直美 |
| | | 委 員 | 南 栄子 |
| | 事務局 | 教育総務部長 | 石田 利伸 |
| | | 生涯学習部長 | 澤田 和秀 |
| | | 教育総務部次長兼教育指導室長 | 西岡 隆 |
| | | 生涯学習部次長兼文化財課長 | 重野 好信 |
| | | 教育総務課長 | 木下 治彦 |
| | | 教育総務課付課長 | 山田 智彦 |
| | | 学校給食課長 | 松葉 邦明 |
| | | 生涯学習課長 | 坂本 篤史 |
| | | 公民館長 | 大前 靖 |
| | | 中央図書館長 | 山本 一夫 |
| | | 金剛図書館長 | 道旗 秀 |
| | | 教育総務課長代理(書記) | 宮西 まゆみ |
| 4 | 公開の有無 | 公開 | |
| 5 | 非公開の理由 | - | |
| 6 | 傍聴人数 | 0人 | |
| 7 | 所管部署 | 教育総務部教育総務課 | |

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和6年7月25日（木）の午後1時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、5月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、富田林市文化振興事業団の経営状況報告について、「教育委員会顕彰」感謝状について、「教育委員会顕彰」表彰状について、令和6年度第2回（6月）富田林市議会定例会の報告についての5件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。今月は、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命について、富田林市公立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命について、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命について、富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、富田林市文化振興基金審査会委員の委嘱・任命について、富田林市指定文化財候補について、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命についての10件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしくお願いいたします。

植野教育長

それでは、令和6年度6月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、南委員、よろしくお願いいたします。

南委員

よろしくお願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月5月定例教育委員会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、5件の報告がございます。

報告第7号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」が1件ございます。①について教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは報告第7号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」についての（1）新たに承認申請のあった行事 についての①についてご説明いたします。行事名は、「大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会」です。主催は、大阪府公立小・中学校生活指導研究協議会となります。内容は、府下小中学校の生活指導について研究協議し、推進を図るもので、令和6年10月18日（金）に、河南町立中学

校で実施予定で、参加費は無料となります。本市教育委員会が定める「後援名義の事務処理要領」の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

続きまして「これまで承認したことのある行事」について何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第7号につきましては、これで終わります。

続いて、報告第8号「富田林市文化振興事業団の経営状況報告」について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、報告第8号「公益財団法人 富田林市文化振興事業団の経営状況報告」につきまして、ご報告申し上げます。なお本件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月市議会に報告をしております。はじめに、令和5年度の事業報告書及び財務諸表につきましてご説明申し上げます。事業報告書の1ページをお願いいたします。本決算につきましては、去る5月16日に事業団の監事によります監査を受けております。2ページの事業の概要でございますが、市民の積極的・自主的な文化活動の推進を図るとともに、子どもたちの市民芸術活動の支援など特色ある文化芸術の発信を行っています。また、3ページ以降には個別の事業の内容を記載しておりますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、令和5年度の会計決算の内容につきましてご説明申し上げます。決算につきましては、15、16ページの正味財産増減計算書の当年度の欄によりご説明申し上げます。まず、I 一般正味財産増減の部でございますが、1. 経常増減の部、

(1) 経常収益計は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、雑収益あわせて、2億9,285万1,226円、前年度に比べまして560万6,387円の増でございます。(2) 経常費用計は、事業費と管理費あわせて3億195万1,925円で、前年度に比べまして164万8,326円の減でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス910万699円でございます。次に、2. 経常外増減の部の(1) 経常外収益計及び(2) 経常外費用計は、いずれも0円で、税引前当期一般正味財産増減額は、マイナス910万699円となり、法人税等を引いた、当期一般正味財産増減額は、マイナス917万699円でございます。一般正味財産期首残高は5,461万8,216円で、一般正味財産期末残高は4,544万7,517円でございます。次に、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも2億円でございます。したがって、正味財産期末残高は2億4,544万7,517円で、前年度に比べまして917万699円の減でございます。なお、14ページの貸借対照表及び17ページ以降の財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、令和6年度の事業計画書及び収支予算書につきましてご説明を申し上げます。事業計画の基本方針といたしましては、25ページに記載の通りでございます。次に事業内容につきましては、26ページから28ページにかけて記載の通り

でございます。続きまして、令和6年度の収支予算についてご説明いたします。29、30ページの収支予算書をお願いいたします。まず、一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部でございますが、(1) 経常収益計は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、雑収益あわせて2億9,427万9千円でございます。次に(2) 経常費用計は、事業費支出3億320万3,992円と管理費支出300万9,008円をあわせて、3億621万3千円でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス1,193万4千円でございます。2. 経常外増減の部では、当期経常外増減額は無く、当期一般正味財産増減額は、マイナス1,193万4千円でございます。31ページは収支予算書内訳表でございますが、説明につきましては省略させていただきます。以上で、富田林市文化振興事業団の令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画等についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第8号につきましては、これで終わります。

続いて、報告第9号「教育委員会顕彰」感謝状について、引き続き生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、報告第9号「令和5年度富田林市PTA連絡協議会 役員・理事への感謝状の贈呈」につきまして、ご報告申し上げます。本協議会は、本市の教育の発展並びに児童・青少年の健全育成等を図ることを目的に活動されている団体で、市内の各公立幼稚園・小学校・中学校で活動している単位PTAをもって組織されております。単位PTAの代表、子育て部会の代表をもって理事とし、理事会を構成しています。役員は理事総会において選出されております。今回は役員9名、理事59名の任期満了に伴い、富田林市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づいて感謝状を授与するものです。以上でご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第9号につきましては、これで終わります。

続いて、報告第10号「教育委員会顕彰」表彰状について、こちらも生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、報告第10号「教育委員会顕彰」表彰状につきましてご報告いたします。被表彰者は、株式会社ノアインドアステージ所属の市川 泰誠さんです。市川さんは、令和5年10月28日～11月5日にかけて、東京都の有明コロシアムで開催されました、第98回三菱電機ビルソリューションズ全日本テニス選手権におきまして、男子ダブルス優勝という素晴らしい成績を残されました。その栄誉をたたえ、教育委員会より表彰状と記念品の授与を行いました。以上が「教育委員会顕彰」についてのご報告となります。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第 10 号につきましては、これで終わります。

最後に、報告第 11 号「令和 6 年度第 2 回（6 月）富田林市議会定例会の報告」について、資料 1 から順番に説明をお願いします。ご質問等は説明の後、一括でお伺いします。

西岡教育総務部次長

資料 1 をご覧ください。公明党 遠藤議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、SNS 等の犯罪被害から子どもたちを守るために、本市立小中学校で取り組んでいる内容について、各教科等での取り組みや大阪府警による「非行防止教室」等を例に挙げてお答えしております。その上で、議員ご提案の「コドマモ」アプリにつきましては、自画撮りのブロックや子どもの位置情報の確認等が利用でき、犯罪被害防止対策としても、有効な手段の一つと認識しておりますことから、校長会・教頭会で周知し、また入学説明会や PTA 研修会、学校だより等で保護者への周知にも努めるとお答えしております。

続きまして資料 2 をご覧ください。同じく公明党 遠藤議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、LiD/APD について、聴力検査での把握が困難で、一般的な理解が深まっていないため、聞こえにくさの原因が分からず、早期に適切な支援に結びつきにくいという課題がみられることをお答えしております。その上で、啓発や理解増進を図っていく必要があると考えているため、入学説明会や入学式等での支援教育に関する説明会や学校便り、保健便り等も活用し周知に努め、学校で関わる教職員にも研修等で LiD/APD に関する啓発を行い、必要に応じた適切な支援につながるよう取り組んでまいります、と結んでおります。

続きまして資料 3 をご覧ください。とんだばやし未来 南齋議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、彩和学園において小・中学校の 9 年間を一体としたカリキュラムを編成し取り組みを進めていることや、児童生徒の主体性を重視した異学年交流に取り組んでいること等をご説明しております。また、彩和学園以外の校区では、小中学校間に一定の距離がございますことから、今後はモデル校区を設け、ICT の活用なども視野に入れながら研究を進めてまいりたいとお答えしております。その上で、本市においては、1 小 1 中で編成されている中学校区は彩和学園のみとなりますことから、市内全校で小中一貫教育を実現するには、校区編成の見直しについて検討する必要があると認識していることをお答えし、教育行政の推進にあつては、市内すべての子どもたちが公平性のある教育を受けることが重要でありますことから、彩和学園以外の中学校区におきましても、現在取り組みを進めている小中連携教育の更なる充実に努め、市内全体での小中一貫教育の実現に向け、段階的な取り組みを進めてまいります、と結んでおります。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料 4 をご覧ください。自民・笑顔の会 南方議員の代表質問です。質問の主旨は、資料のとおりでございます。答弁としましては、金剛中央公園の再整備に伴い、これまで利用されていた方々には他のスポーツ施設をご利用いただく想定としていることを述べ、今後のスポーツ施設のあり方について、今年度から策定を進めるスポーツ推進計画において課題や問題点を分析し、その解決に努めてま

いりたいと答弁しております。

西岡教育総務部次長

続きまして資料5をご覧ください。自民・笑顔の会 南方議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、本市におけるLGBT等に関する教育の内容について講演回数や講師、教材等についてお答えし、続けて、教員研修や子どもたちの反応・感想等をお答えいたしました。続いて、市立幼稚園での学習状況についてお答えし、いわゆるLGBT理解増進法の趣旨を踏まえた各園での教育活動となるように指導してまいります、とお答えしております。また、取組みの詳細について、小中学校では、実施後にその時の様子や子どもたちの感想などをお伝えしており、市立幼稚園におきましては、事前に保護者に予定をお知らせしたり、送り迎えの際に、直接対話しながら内容をお伝えしたりしている状況をご説明いたしました。最後に、トイレの整備につきましては洋式化、乾式化等を目的とした改修を毎年、中学校1校、小学校2校で実施しており、各小中学校には男女専用トイレの他に1カ所、車いすに対応できるよう改修をおこなっている状況であることをお答えした上で、LGBT等に関する教育について、法の趣旨をふまえ発達段階に応じたものとなるよう各校園を指導支援してまいります、と結んでおります。

山本中央図書館長

それでは、中央図書館から報告をさせていただきます。資料6をご覧ください。大阪維新の会 伊東議員からの代表質問で、質問の主旨は資料のとおりです。答弁としまして、①につきまして、図書館では、図書館法による無料の原則から導入を見送った経緯がございます。また、公民館では社会教育法に基づきもっぱら営利を目的とした事業を行ってはならないとの理由から、指定管理者制度導入について議論がされないまま現在に至りますとお答えしました。②につきましては、本市の図書館、公民館では、直営により取り組んでいるこれらの市民サービスを維持しながら、新たな市民ニーズに即座に、また的確に対応することが効果的と考えておりますが、指定管理者制度導入についても、調査研究してまいりますとお答えしました。最後に③について、今後も、地域との連携を継続しイベントにも積極的に参加するとともに、市民のニーズにも迅速に対応することで、議員ご指摘の「直営だからこそできる魅力」を作り上げてまいりますと結んでおります。

続きまして、資料7をご覧ください。大阪維新の会 伊東議員からの代表質問で、質問の主旨は資料のとおりです。答弁としまして、(1)の①について、公民館では、毎年「公民館まつり」等で多くの市民の方が来られるイベントを開催しています。その際、公民館と図書館が十分に連携が図られていなかったことから、今後は、日頃あまり図書館を利用されない市民の方に対し、図書館にも興味を持っていただけるような企画を実施し、新たな利用者の掘り起こしを行ってまいりますとお答えしました。

次に②につきましては、図書館は、市の公共施設の中でも利用者は多く、様々な可能性を持っていると考えていますことから、これまでに関わりがなかった団体等からもご意見を頂戴しながら、市民の方が交流できる場となるような取り組みを検討してまいりますとお答えしました。(2)富田林市立図書館における図書館司書の役割やあり方についての①について、本市図書館では全員が司書資格を有しており、

市内の図書館のいずれの場所であっても、また、開館時間いずれの時間でも、質の高いレファレンスサービスを的確に提供することができ、利用者が求める本や情報にスムーズにたどり着けるサポートが可能となっておりますとお答えしました。次に②について、現在、図書館利用を促進するために、市内全小学校の新入生対象にオリエンテーションに出向き、図書館の利用啓発を目的に、絵本の読み聞かせと本の紹介などを行っております。しかしながら、司書が地域のイベントなどに参加して住民と交流を持つ機会は限られているのが現状であることから、今後新たな利用者層への PR や、資料テーマ展示など図書館の取り組みを充実してまいりますとお答えしました。続きまして、③につきましては、司書が図書館以外の一般事務に従事する事は貴重な経験となると考えており、現在 3 名の司書が一般事務職から図書館に戻り、経験を活かし活躍しております。しかしながら、職員の配属については、市役所全体の人事管理もありますことから関係課と協議してまいりますとお答えしました。

続きまして (3) 資料購入費のあり方についての①について、インターネットで手軽に資料予約が可能であり、1 タイトルに対し 200 件近くの予約がはいることも珍しくありませんが、本市図書館では、10 件の予約に対し 1 冊を基準とし、最大でも 10 冊程度の購入にとどめる運用をしております。利用者の要望などを把握し、図書館の蔵書構成が偏ることなく購入ができるよう、毎週選定会議を開き検討しておりますとお答えしました。最後に②について、現在、図書館では企業広告を本に挟み込む雑誌スポンサー制度やブックスタート事業では、広告入りブックスタート配布パンフレットを広告主に負担していただいております。今後も雑誌スポンサー制度のさらなる PR 等に努めるとともに、新たな収入確保について検討してまいりますとお答えしました。

西岡教育総務部次長

続きまして資料 8 をご覧ください。大阪維新の会 伊東議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、会議等の開催日や具体案について現在検討中であることや、現場の教職員からあがっている声等をお答えいたしました。また、市立幼稚園の園児数の減少で適正規模での保育が提供できていないことは喫緊の課題であり、市の方向性が確定できていないことも含め、入園児数に影響していると考えられることをお答えしております。その上で、令和 6 年度のなるべく早い時期に、改めて市の考え方や今後の進め方についてお示しする予定であり、適正規模での集団による保育が提供できる環境を整えてまいりますと結んでおります。また、何をどのように議論されているのか、「再配置についての何かしらの方針」が示されるという理解で良いのか、スケジュール感も含め、市長のこの問題に対する想いや意思についての再質問があり、明確なルールを設けた上で適正規模の園児数とするための具体案について議論していることや、令和 6 年度のなるべく早い時期にお示し、適正規模での集団による幼児教育・保育が提供できる環境を整えてまいりたいと考えていることをお答えしております。

続きまして資料 (9) をご覧ください。坂口議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、今年 10 月に入園受付をする令和 7 年度入園児については例年通り 10 園で募集し、説明会の内容は去年と違い

がないこと、市立幼稚園・保育所は就学前のセーフティーネットとしての役割があり、公立であるからこそその保護者のニーズも一定あるため不可欠であると考えていることをお答えしております。その上で、将来にわたって幼児教育・保育を保障するため、市立幼稚園・保育所の園児数の推移や待機児童の状況等を見極めながら、公立幼児教育保育環境の確保を検討すると結んでおります。また、公立の幼児教育保育環境を今後どのように確保するのか、縮小させる手段の提示だけでなく、将来的な展望を同時に示すことに関する市長の考えについて再質問があり、市長より将来にわたって公立の幼児教育・保育を保障するため、議員のご指摘も踏まえて市の考え方を示すとお答えしております。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料 10 をご覧ください。大阪維新の会 酒本議員の個人質問です。質問の主旨は、資料のとおりでございます。答弁ですが、(1) では若者会議からの提案に基づく 2 事業について集客数やアンケート結果等についてお答えし、(2) では若者会議で取り上げるテーマのうち、市提案型の重点テーマの選定の仕方についてお答えしました。また(3) では若者会議の検討の様子について委員や OB・OG 会「こことん」のメンバーの意見も参考にしつつ、分かりやすい発信に努めることを答弁しております。

西岡教育総務部次長

続きまして資料 11 をご覧ください。寺尾議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、各学年の取扱い内容、改修工事の実績や今後の予定等をお答えし、現在、水泳指導以外に民間委託をしているものは無いことや、夏休み期間中のプール開放等の状況をお答えしております。次に、民間委託に至った理由については、水泳指導は安全管理を含め教職員の負担となっていることや、府内で実施している自治体のヒアリングから、子どもや保護者の肯定的な受け止めが多く、泳力向上にもつながること等をお答えし、その上で、それぞれ条件が異なる 3 校を選定したことや、送迎バスを有する市内事業所を選定したことをお答えしました。また、委託により実施できなくなる内容やモデル実施による検証内容、費用面等についてお答えし、子どもたちや保護者、教職員の意見も参考に、今後の事業実施について検討していくと結んでおります。

松葉学校給食課長

続きまして、資料 12 をご覧ください。同じく、寺尾議員からの個人質問です。質問の主旨は、資料のとおりでございます。答弁としましては、まず、(1) について、地元食材を活用した食育については、毎月の献立表等において、富田林市産の使用予定を掲載、紹介しているほか、昨年度の小中学校の取組みでは、地元地域や食材について学ぶ機会となっていることを述べ、課題として、旬の時期に地元食材を確保することが難しいことなどをお答えしました。次に、(2) については、物価高騰による給食材料費の上昇分を今年度、公費負担することで、保護者の負担増を抑制しており、来年度について、引き続き、給食内容を維持することは重要と考えることから、その方策について検討していくとお答えし、また、給食無償化の実施には、多額の予算が必要になるなどの課題もあることから、引き続き研究していくことをお答えしました。次に、(3) については、本市中学校給食において、全員給食を実施するには、給食施設の改修が必要となり、この場合には、既存校舎の耐震性への影響のほか、整備期間や大きな財源も課題になることを述べ、持続可能な中学校給

食のあり方について検討を進めていくとお答えし、最後に、中学校が災害時の避難所になった場合の中学校給食の設備の活用については、条件が整えば、簡単な食事の提供は可能と考えられると結びました。以上です。

西岡教育総務部次長

続きまして資料 13 をご覧ください。同じく寺尾議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、行事の実施にあつては、学習指導要領の趣旨に則って実施されるべきものであると考えていること、また、万博会場・咲洲における爆発については報道による内容についてのみ把握している状況であることをお答えしております。その上で教員や保護者等の声について紹介し、府教育庁からの意向調査の回答状況は、市立のすべての小中学校が参加希望で回答を済ませたと把握していることをお答えした上で、各学校が安全に安心して学校行事を行えるよう、寄せられる要望や不安等について府へ伝達し、必要な回答を得られるように支援していくと結んでおります。

続きまして資料 14 をご覧ください。同じく寺内議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、本市の ALT の活用状況についてお答えし、JET プログラムによる ALT は、財政支出を抑えた形での ALT 雇用につながることや、日常的にネイティブの英語に触れる機会が増える等の効果がある一方で、ALT の受け入れに当たっては来日する際の手続きや日常生活の世話なども実施する必要があることから、専属の職員を配置したりコーディネーターを民間委託したりすることで対応している自治体があることに触れ、今後さらに進展するグローバル社会や子どもたちの将来を見据えて、JET プログラムの活用について調査研究し、英語力の向上に向けた取組みを進めていくと結んでおります。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

水本教育長職務代理者

資料 11 の小学校水泳授業の民間委託モデル実施についてですが、今年度実施されて、児童や教員の声は概ね好評であると聞いて安心しました。このモデル事業については、1 校につき 290 万円とかなり費用が掛かっているとは思いますが、今後の拡充についてはどのようにお考えでしょうか。プールの改修費用の削減効果も踏まえて、今後この事業の継続的な実施をお願いしたいと思います。

西岡教育総務部次長

現在、子どもたちや教員の感想については随時集めているところですが、想定よりも肯定的にとらえている子どもたち・教員の声が多いように思います。費用面で考えますと、自校プールで改修を続ける方が、今現在は若干安いところがありますが、教職員の負担や子どもたちの安全面、泳力の向上など、総合的に判断し、モデル実施を踏まえて検討したいと考えています。

南委員

今までどおり自校で、担任の先生と何人か補助の先生が付いてという方法は、安全面を考えても先生の負担が大きいですし、泳力に個人差があるので、それぞれの泳力に合わせた指導が難しいですね。そうすると、児童が委託先に行くか。委託先から自校プールに指導しに来てもらうかという選択肢になるかと思います。自校で改修して、委託先に指導に来てもらうというのは、もっと費用が掛かるかもしれないことを考えると、現在のモデル実施の方法が適切かと思います。

水本教育長職務代理者

小学校の段階での水泳の授業ということで考えると、泳げない子が泳げるように

なるという比率が高いのであれば、その部分はすごくメリットだと思います。選手育成のような泳力をつけることが目的ではないので、専門的な指導で泳げる子が多くなることは非常に大きなメリットがあると思いますので、効果があると聞いて継続的な実施がよいのではという感想を持ちました。

植野教育長

他にご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、報告第 11 号につきましては、これで終わりです。

続きまして、日程第 4「教育委員会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、10 件の議案がございます。

まず、議案第 11 号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、議案第 11 号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明させていただきます。議案第 11 号をご覧ください。当委員会は余裕教室活用指針に基づき、小中学校で生じた余裕教室について、学校教育上必要とする活用のほかに、地域での活用方策等を検討し、有効に活用するための検討や審議を行っております。この度は令和 6 年 6 月 30 日に任期が満了しますことから、富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱第 4 条に基づきまして、改めて委嘱・任命をお願いするもので、任期は令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間となっています。なお、変更のある委員につきましては、氏名に網掛けをしております。以上でご説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 11 号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第 12 号「富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは議案第 12 号「富田林市立小中学校校区対策委員会の委嘱・任命」について、ご説明いたします。富田林市立小中学校校区対策委員会は、大規模開発等により校区の検討が必要となった場合等を想定し設置しているもので、富田林市立小中学校校区対策委員会規則 第 3 条の規定により委員の委嘱並びに任命をお願いするものです。任期は令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日の 1 年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしくお願いたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 12 号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第 13 号「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは議案第 13 号「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」について、ご説明いたします。富田林市立公私立幼稚園連絡協議会は、本市における公立・私立幼稚園の教育に関する連絡調整を図り、市の幼児教育の振興に資するこ

とを目的に設置しています。この度は、同協議会要綱第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの1年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第13号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第14号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」について、こちらも教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは議案第14号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」について説明させていただきます。富田林市いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策の推進を図ることを目的としております。同委員会要綱第4条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和6年4月1日から令和8年31日までの2年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第14号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第15号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第15号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明申し上げます。議案第15号をご覧ください。当委員会は、学校給食の適正な運営をはかるため、教育委員会の諮問に応じて、学校給食に関する重要な事項を調査審議し、意見の具申を行います。このたびは、選出区分の中で人員の異動がございましたので、富田林市立学校給食センター条例施行規則第6条に基づき、委員の委嘱・任命をお願いするものでございます。任期は、残任期間の令和7年6月30日までで、変更のありました委員のお名前に網掛けをしております。以上でご説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第15号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第16号「富田林市社会教育委員の委嘱・任命」について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第16号「富田林市社会教育委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明申し上げます。社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第1項、及び富田林市社会教育委員設置条例第3条により、教育委員会が委嘱するものとなっております。このたび、本年6月30日をもちまして、委員全員が任期満了となりますことから、改めまして、現在の委員を再度委嘱、任命するものです。なお、任期につきましては富田林市社会教育委員設置条例第4条の規定により2年としており、令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなります。以上でご説明とさせ

ていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 16 号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第 17 号「富田林市文化振興基金審査会委員の委嘱・任命」について、引き続き生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは議案第 17 号「富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明を申し上げます。本件につきましては、富田林市文化振興基金条例に基づく基金運用審査について、富田林市文化振興基金審査委員会規程第 2 条により、教育委員会が委嘱・任命するものとなっております。このたび、本年 6 月 30 日をもちまして、委員全員が任期満了となりますことから、改めまして、現在の委員を再度、委嘱・任命するものです。なお、任期につきましては富田林市文化振興基金審査委員会規程第 3 条の規定により 2 年としており、令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとなります。以上でご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 17 号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第 18 号「富田林市指定文化財候補」について、文化財課から説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

それでは、議案第 18 号「富田林市指定文化財の指定について」ご説明を申し上げます。富田林市文化財保護条例第 1 条において、市内における重要な文化財について、保存・活用に必要な措置を講ずることが示されています。また、市条例第 6 条では、市内にある文化財のうち、市にとって重要なものを富田林市指定文化財に指定することができるとし、また、そのためには市教育委員会は、富田林市文化財保護審議会に諮問しなければならないと定められています。このたび、市条例の規定により、「大阪層群出土長鼻類切歯化石」及び「河内水平社荊冠旗」の 2 件を富田林市指定文化財への指定を頂きたく、令和 5 年 12 月 25 日に同審議会に諮問いたしました。まず、「大阪層群出土長鼻類切歯化石」は、昭和 56 年に市内の羽曳野丘陵において、土木工事中に発見されたもので、アケボノゾウもしくはムカシマンモスの切歯の可能性があるとされています。大阪府内でのアケボノゾウまたはムカシマンモスの切歯として初見と考えられ、古生物学的にも貴重な資料といえることをもって、指定理由といたしました。次に、河内水平社荊冠旗でございます。本件は水平社運動の初期に制作されたもので、現存するのは本件の他に数点にとどまると思われれます。本件は、大阪南部における初期の水平運動を象徴する数少ない遺物であり、今に残る歴史的資料といえることをもって、指定の理由といたしました。本市文化財保護審議会でご審議いただいた結果、歴史的学術的にも貴重な資料と言え、本市の市指定文化財として適当であることを認めると、令和 6 年 3 月 18 日付けで、答申をいただいたところです。以上により、答申されました 2 件について、同条例第 6 条の規定により、市指定文化財として指定し、告示いたしますのでご審議いた

だきますよう、よろしくお願ひいたします。なお、今回指定されます文化財の写真を参考資料として添付しております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 18 号につきましては、提案どおり議決とします。

続いて、議案第 19 号「富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命」について、中央公民館から説明をお願いします。

大前公民館長

議案第 19 号 「富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命」についての提案の内容をご説明させていただきます。公民館運営審議会は、「社会教育法」第 29 条の規定により、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。任期につきましては、本条例、第 2 条第 1 項の規定により、2 年間で、期間は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日でございます。新委員として、網掛けし議案書下段に、新旧対照表として掲載させていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。以上で、提案の説明とさせていただきます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 19 号につきましては、提案どおり議決とします。

最後に、議案第 20 号「富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命」について、中央図書館から説明をお願いします。

山本中央図書館長

それでは、議案第 20 号 「富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命」につきまして、ご説明申し上げます。図書館協議会は、図書館法第 15 条及び本市図書館条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関として設置しております。本協議会につきましては、社会教育関係・家庭教育関係・学校教育関係の選出団体より推薦いただき、2 年間の任期で委員に就任いただいております。この度、現委員の任期が 6 月 30 日で満了となることから、お手元の名簿に記載しております 10 名を本年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの 2 年間、当協議会委員に選任いたしたく、ご提案申しあげるものでございます。なお、変更のあった 3 名の委員はお名前に網掛けをし、下部に新旧対照表を掲載させていただいております。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案 20 号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

委員のみなさまにおかれましては、ご意見、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和 6 年度 6 月の定例教育委員会会議を終了いたします。